

## 令和元年度福島県社会福祉審議会第2回児童福祉専門分科会議事録

○日時 令和2年1月10日（金）13：15～14：40

○場所 自治会館5階 502会議室

○内容

### 1 開会

### 2 出席委員及び事務局紹介

#### ・出席委員

篠原清美委員、安齋節子委員、吉川三枝子委員、小野喜代子委員代理（原寿夫委員）、板垣俊太郎委員、鎌田真理子委員、関根未希委員代理（渡辺和子委員）、石川美知委員代理（渡部光子委員）

（原野明子委員、三保恵一委員、本名由美委員は欠席）

#### ・関係機関

福島県中央児童相談所 箭内哲男所長

福島県県中児童相談所 土田修所長

福島県会津児童相談所 横山秀和主幹（兼）次長

福島県大笹生学園 角田敏明園長

福島県教育庁（特別支援教育課） 和知学主任指導主事

#### ・事務局

福島県こども未来局 吉成宣子次長

福島県児童家庭課 菅野寿井課長、後藤竜也主幹、清水川健児主任主査、

佐久間健二主事、大迫洋斗主事

### 3 議事

#### ・定数確認（分科会委員11名のうち8名が出席）

#### ・議事録署名人として安齋節子委員、板垣俊太郎委員を選任

（1）福祉型障害児入所施設の運営に関する全国照会結果について

（2）大笹生学園の運営に関する意向調査結果について

#### ・事務局から【資料1】、【資料2】により説明

【資料1】福祉型障害児入所施設の運営に関する全国照会結果について

(事務局)

- ・全国の福祉型障害児入所施設の設置状況について各都道府県に照会をかけたところ、施設総数215施設に対して、民間施設数（指定管理を含む）は186施設あり、割合にして87パーセントとなっていることが判明した。
- ・運営について「すべて民間」、「民間+指定管理」としてすでに直接施設を持たない都道府県数は28となっており、全体の61パーセントを占めていることがわかった。
- ・「見直しをした理由」では主なものとして、「収支が著しく不均衡であり、効率的運営を図るため」や「民間施設で提供するサービスの質等が充実してきたことに伴い、公立施設を取り巻く状況が、施設設立当初と比べて大きく変化しており、役割が薄れてくれたため」、「外部有識者による、公営施設のあり方見直し検討委員会等からの提言等を踏まえて」などがあった。
- ・「見直しによるメリット」では主なものとして、「柔軟な施設運営が可能となった」や「自主的・長期的な法人運営により、利用者サービスの向上が図られた」、「利用者の減少や収支不均衡といった課題の改善が図られた」などがあった。
- ・直近5年以内に運営形態を変更した自治体からの意見としては、「入所児童等に対する提供サービスの維持・充実等を図ることを目的に、指定管理者制度による運営委託から、施設の無償貸付による自立的運営を経て、施設の譲与による運営に移行した」や「民間における障害福祉サービスの増加や質の向上等から、施設入所支援に係る件の役割が相対的に低下しており、民間でできるものについては民営化を図るよう、有識者による委員会において提言され、検討の結果指定管理に移行した」などがあった。

【資料2】大笹生学園の運営に関する意向調査結果について

(事務局)

- ・県内に本部のある社会福祉法人のうち、児童養護施設、障がい児入所施設を有する法人及び障害者（入所）支援施設を有する法人（計29法人）より回答があり、「指定管理者制度による運営であれば検討（県による人的支援なし）」に回答した法人が1法人（A法人）、「指定管理者制度による運営であれば検討（県による人的支援あり）」に回答した法人が2法人「A法人、B法人」、「委譲（原則有償譲渡）による運営を検討」に回答した法人が1法人「B法人」、「いずれも希望しない」に回答した法人が27法人となった。
- ・この他に「いずれも検討しない」としたもの、「説明会等があれば参加したい、具体的な内容がわかれれば検討したい」と回答してきた社会福祉法人が1法人あった。

(吉川委員)

- ・見直しによるメリットに「自主的・長期的運営により、利用者サービスの向上が図られた」とあるが、これは大多数的な意見であり、具体的な回答があつたものか。

(事務局)

- ・どういったサービスが向上したかまでは示されていなかったため、大多数的な意味合いであると思われる。

(吉川委員)

- ・利用者の立場に立ったときに具体的にサービスがどうなるのか見えてくるといふと思う。

### (3) 大笹生学園のあり方について

- ・事務局から【資料3】、【資料4】及び【資料5】により説明

#### 【資料3】大笹生学園のあり方検討の論点について

(事務局)

- ・学園が果たすべき役割と今後の施設運営について、県北地域唯一の福祉型障害児入所施設であることや、厚労省が令和元年11月に公表した「障害児入所施設の在り方に関する検討会・中間報告」に記載されていたことからもわかるよう、今後も地域における必要性の高い施設であり、現在採用しているユニットケアの継続が望ましいと言える。

また、中間報告では障害児入所施設が担うべき機能として、①発達支援機能②自立支援機能③社会的養護機能④地域支援機能の4つが整理されており、施設が果たすべき役割と考えられている。

- ・学園の施設運営方法については、平成28年の意見具申においても「今後も県が運営する必要がある施設の考え方」として4つの考えが示されている。

そのうち、「法令上、県が設置する必要がある施設」についてであるが、児童相談所等とは異なり、県で必置の施設ではない。このほか、人材確保・人材育成・採算上から民間での運営が難しい施設については、県が運営する必要がある施設とされているが、県内2法人から前向きな回答があったことや、全国照会の結果からも、「すべて民間」、「民間+指定管理」の回答が約6割となるなど運営形態が「民間」へとシフトしている傾向が伺えること。また、県内民間運営の7施設では、それぞれ法人独自の創意工夫により、様々なサービスの提供を行っていることなどから、民間において十分な運営ができていると言える。

- ・施設の現状と運営方法についてであるが、全国照会の中で「施設の運営主体が、公立から民間へ変わったことにより、施設運営に柔軟性が生まれ、結果として支援の充実につながっている」との意見もあった。また、県内の民間法人においても各法人の創意工夫で様々なサービスの提供を行うなど支援の充実を図っているなど民間に比べ、施設運営の

柔軟さに欠ける公立施設との差は拡大しつつある。

また、民間に移行するに当たってのデメリットについて具体的に挙げた自治体がなかつたことから、民間に移行することで特段懸念される事項はないと推察される。

#### 【資料4】民間法人運営施設との入所児童数等比較

(事務局)

・資料4から、大笹生学園における定員に対する充足率が67%であり、民間施設平均の77%と比較すると低く、また入所児童に占める重度障害児の割合でも約40%であり、民間施設の平均である52%と比較して低い傾向にあることがわかる。

#### 【資料5】民間法人運営施設との収支等比較（平成29年度決算ベース）

(事務局)

・資料5から、大笹生学園における総収入に占める人件費の割合（人件費率）が約263%と非常に高く、「独立行政法人福祉医療機構」の調査による人件費率の全国平均約67%と比べ約4倍となっている。

また学園の収支差を見ると、年間約2億1,800万円の歳出超過（赤字）となっている。

さらに、平成29年度決算ベースの数字を基に入所児童一人あたり1ヶ月にかかる経費を算出したところ、民間施設の平均が約35万4千円であるのに対し、大笹生学園は約84万7千円と、民間施設と比べ、約2.4倍もの経費を費やしており、効率的な運営がなされているとは言えない状況にあることがわかる。

#### 【資料3】へ戻る

(事務局)

・具体的な運営方法については、現行の県立県営以外とする場合は、「指定管理」と「施設委譲」の2つが考えられる。

・「施設委譲」の場合は、原則有償となることから、法人側の経済的負担が大きいことや、民間に一気に変わることで入所児童が不安定になったり、これまで同様の施設サービス等が提供されるのか否かといった懸念も想定されることから、ある程度県の関与が可能な形で運営を民間に委ねることが望ましいと考えられる。

・「指定管理」の場合は、指定管理者を公募する場合の条件として「仕様書」により施設運営に関して基本的な考え方等を示すことで、施設で提供しているサービスの維持等を担保することが可能となる。また、移行当初の一定期間、県の職員を法人に派遣すること

により、入所児童の安定や施設でのサービス提供方法等の激変を緩和することが可能となる。

(鎌田分科会長)

- ・これらの資料について、内容に対する質問はないか。

【委員意見無し】

(鎌田分科会長)

- ・それではこれまでの事務局の説明を踏まえながら、資料3の項目に沿って、委員の皆様からご意見等を頂戴したい。まずは、(1)「大笹生学園が果たすべき役割」について質問はおありか。

(板垣委員)

- ・大笹生学園の人物費が民間と比べ大きいのには何か理由があるのか。例えば、県立医大のように学生に教育的な役割を担っていることや、就職面でのサポートが手厚いなどが考えられるが。

(事務局)

- ・通常の施設入所に対する支援のほかに、日中一時支援事業や短期入所事業を行っているが、民間をリードするような特別な取り組みは行っていない。

(板垣委員)

- ・そうであればサービス的には民間をリードするようなものは特別無いということですか。また、民営化によるデメリットは無いと理解してよいか。

(事務局)

- ・お見込み通り。民間施設においては、福祉サービスをワンストップで提供する法人もあり、そういったところと比較してしまうと逆にサービス面で見劣りしてしまう点が多いとも言える。

(鎌田分科会長)

- ・運営を民間に委ねることにより、法人内での研修等の機会も増え、職員一人一人のスキルアップが図れることが期待できる。県の直営では、総合(事務)職での採用となり県立施設間での異動等があるため、一つの施設における高度なサービスの提供が難しいようにも思う。

(篠原委員)

- ・個人的には民間に移譲するとなれば、人件費は増大してしまうと考えていた。ただ、説明を聞いてみると、公営の施設は何もやっていなかったのかと言われてしまうことが気になってくる。全国照会のメリットで挙げられていた、「利用者サービスの向上がみられた」や「柔軟な施設運営が可能となった」といった抽象的な部分を具体的に答申の中で記載すべきではないか。

障害を持った人の自立支援については、本当に真剣に考えていかなければならない課題だと思う。学園を退所する際に、希望を持った形で外に出られるようなサポートができるような施設であるべきと思う。

(事務局)

- ・もちろん税金を用いて運営している以上、これまで可能な限りサービスの質の向上を図ってきたと思う。民間での運営となった場合でも、県立施設として培ってきたノウハウも大切にするべきだと考えており、そのために、指定管理制度の場合、一定期間県の職員を法人へ派遣することも検討したい。

(鎌田分科会長)

- ・資料4と資料5の民間との比較はかなり印象的である。運営が民間に移ることになっても、吉川委員や篠原委員からもあったような利用者へのサービスのイメージが具体的になるよう答申に記載する方向で検討したい。

また、(1)についてだけでなく(2)「大笠生学園の施設運営方法の検討」についても内容が関連しているため、ご意見をいただきたい。

(関根委員代理)

- ・数値化されたものは一般論としては理解できるが、具体的に民間になることで何がよくなるのかわかりにくい面も多いため、一気に民間への委譲となる場合は、特に慎重な検討が求められるだろう。

(鎌田分科会長)

- ・重度障害児の受け入れ数など民間と比較して低い値であることがわかって少し驚くところではあるが、指定管理や民間委譲となっても専門性の担保は問題ないのか。

(事務局)

- ・学園では福祉専門職や保育士などもいるが、昔から事務職の数は多かった。昭和26年に県内最初の精神薄弱児施設として誕生し、一時代をリードしてきていたが、そこから

法律やサービスなどの目まぐるしい変化により、現状、公営施設としての工夫だけでは難しいところまでできている。実際ユニット化を導入してはいるが、既存の事務職と専門職のバランスでは、今の民間ほどのレベルで運営することは難しいところまでできている。反省すべき点ではあるが、一部民間に遅れをとっていることは認めざるを得ない。

(大笹生学園)

- ・資料の比較では重度障害児の受け入れが民間と比べると低い傾向にあるが、障がい程度が重度でなく、中軽度でも障がい特性によっては支援度の高い児童もあり、入所児童・日中一時支援児童等の安全・安心の確保を図るため、受け入れの希望があつても今の体制では受け入れられないことがあることをご理解いただきたい。また、学園では、大学・短大等の保育実習受け入れや施設見学の受入を実施している。

(鎌田分科会長)

- ・法制度や必要とされる支援も昔と比べ、目まぐるしく変化しているため、学園における支援の大変さもよくわかる。

(吉川委員)

- ・全国的にも人手不足で職員採用が厳しくなってきている。実際、東京では人手不足で指定管理を辞退する法人があったと聞いたことがある。このように、人件費率ばかりに着目しすぎると、給与形態や働き方に目が行き届かず人も集まらなくなる。そういった点については、県の監査や第三者による評価でも確認するようにしてほしい。客観的な指標を示すようにしていただけるとよいのではないか。

(事務局)

- ・そういった視点も大事だと思う。なお、運営を民間委託する際は公募によることとなるが、法人選定を行う際、留意していきたい。

(小野委員代理)

- ・レスパイト機能は非常に重要であり、地域に開かれたサービスを是非とも展開してほしい。現在は高齢者に対する支援が手厚いよううに思うが、児童の方にも力を入れていかなければならぬ。サービス提供に際し、民営化が相応しいのであればそうするべきだと思う。

(関根委員代理)

- ・資料3の4ページにある「施設委譲」に関する記載中、「県の関与が可能な形で運営を民間に委ねる」とはどういうことか教えてほしい。

(事務局)

- ・施設委譲の場合、県が運営に具体的に関与することは難しいため、指定管理が望ましいという意味で記載したものである。実際、指定管理であれば施設運営に県が関与することが可能となる。

(鎌田分科会長)

- ・資料3の（1）については、概ねそのままでも問題ないと思うがいかがか。

### 【委員同意】

(鎌田分科会長)

- ・（1）はそのままの内容で問題なしとしたい。（2）について追加のご意見はおありか。

(板垣委員)

- ・個人的には指定管理制度が最も相応しいと思うが、吉川委員の言うように法人が途中で運営を辞退するなどといったことがないようにしてほしい。施設の持続性に関する取り決めはあるのか。

(事務局)

- ・指定管理となれば運営は法人となるが、施設そのものは県が管理することとなるため、法人選定の段階でこれまでの運営状況等を評価し、ある程度の期間を任せられる最も相応しい法人を選ぶ必要がある。

県の看板を背負ってもらうため、選定先については安心して任せられる法人を選定できるようにしたい。

(鎌田分科会長)

- ・その他に（2）についてご意見はおありか。2月に答申案について議論いただくことになるが、今の段階で話しておきたいことがあればご意見を頂戴したい。

### 【委員意見無し】

(鎌田分科会長)

- ・それでは、こちらに記載のある内容に基づき、当分科会における大笹生学園の今後の施設運営方法については「指定管理者制度による民間運営への移行が望ましい」という方向付けで問題ないか。

【委員異議無し】

(鎌田分科会長)

- ・それでは指定管理の方向性とし、次回専門分科会において「答申（案）」について、最終確認いただいたうえで、委員の皆様の了解が得られれば提出するようにしたい。

なお、答申案については、私の手元で整理させていただき、それを皆様へお示しし、ご意見を頂戴するような形で問題ないか。

【委員異議無し】

(鎌田分科会長)

- ・それではそのように手続きを進めたい。

4 その他

(鎌田分科会長)

- ・その他意見が無いようなので、本日予定していた議事については終了としたい。議事の進行にご協力いただき感謝する。

(事務局)

- ・こども未来局吉成次長より御礼の挨拶

5 閉会

この記録の正確なることを認め署名する。

令和 2 年 2 月 28 日

議 長 分科会長

金井、田 真理子

署名人 委 員

文齋 節子

署名人 委 員

板垣 俊太郎